

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 社会医療法人緑泉会
 ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
 ② ☒ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☐ その他
 ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 鹿児島県鹿児島市与次郎一丁目 7 番 1 号
- (3) 設立認可年月日 昭和 56 年 3 月 23 日
- (4) 設立登記年月日 昭和 56 年 3 月 25 日
- (5) 役員及び評議員 (令和 5 年 3 月 31 日現在)

	氏 名	備 考
理 事 長	米盛 公治	米盛病院 管理者 医師
会 長	米盛 學	社会医療法人緑泉会 会長 医師
理 事	永田 良一	会社役員
同	福元 紳一	弁護士
同	高橋 雷太	公認会計士
同	園田 勉	米盛病院 副院長 医師
同	尾辻 達人	まろにえ介護老人保健施設 管理者 医師
同	萬 英治	医療法人一誠会 三宅病院 法人本部顧問
同	坂内 信介	米盛病院 副院長
同	横峯 佑爾	与次郎米盛クリニック 管理者 医師
同	米盛 太希	
同	米盛 陽希	
監 事	上釜 明大	弁護士
同	喜山 修三	司法書士

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
病院	米盛病院	4610126395	鹿児島市与次郎一丁目7番1号	一般病床 506床
診療所	与次郎米盛 クリニック	4610128169	鹿児島市与次郎一丁目7番1号	無床
介護老人保健 施設	まろにえ介護老人保健 施設	4650180120	鹿児島市草牟田二丁目26番45号	入所定員70名 通所定員80名

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
モニタ訪問看護ステーション「護国」	鹿児島市草牟田二丁目29番32号	
米盛病院 居宅介護支援事業所	鹿児島市草牟田二丁目29番32号	
もりのこ保育所	鹿児島市与次郎一丁目7番1号	
わいわい保育所	鹿児島市与次郎一丁目7番14号	

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
不動産賃貸業 サービス業（経営コンサルティング業）	鹿児島市与次郎一丁目7番1号	

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年6月25日	令和5年度事業報告及び決算の承認
令和7年3月27日	役員報酬規程の変更 定款の変更 任期満了に伴う役員選任（再任） 令和7年度事業計画及び予算案承認

- (7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

令和6年8月	自走式X線撮影装置＋ロボットナビゲーションシステム導入
令和6年12月	全身用X線CT装置導入

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

令和 6 年 8 月 1 日 米盛病院、鹿児島県より救命救急センターとして指定

(9) その他

なし

様式第三号

法人名 社会医療法人 緑泉会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島市与次郎1丁目7番1号

財 産 目 録
(令和7年 3月31日現在)

1. 資 産 額	23,304,541 千円
2. 負 債 額	20,891,241 千円
3. 純 資 産 額	2,413,300 千円

(内 訳)		(単位：千円)
区 分		金 額
A 流 動 資 産		6,294,508
B 固 定 資 産		17,010,032
C 資 産 合 計 (A+B)		23,304,541
D 負 債 合 計		20,891,241
E 純 資 産 (C-D)		2,413,300

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式第一号

※医療法人整理番号

法人名 社会医療法人 緑泉会

所在地 鹿児島市与次郎1丁目7番1号

貸 借 対 照 表

(令和7年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	6,294,508	I 流動負債	3,271,889
現金及び預金	3,253,334	買掛金	273,467
事業未収金	2,692,615	短期借入金	977,500
未収入金	39,914	1年以内返済予定長期借入金	826,800
立替金	2,368	未払金	263,205
たな卸資産	212,755	未払費用	811,952
前払費用	94,567	未払法人税等	71
仮払金	74	未払消費税等	4,493
前渡金	300	前受金	2,582
貸倒引当金	△ 1,420	預り金	68,965
II 固定資産	17,010,032	短期リース債務	42,851
1 有形固定資産	16,002,149		
建物	5,712,093	II 固定負債	17,619,352
構築物	1,016,969	長期借入金	16,536,450
医療用器械備品	1,805,036	長期未払金	469,873
その他の器械備品	758,028	退職給付引当金	460,247
車両及び船舶	27,626	長期リース債務	139,353
土地	4,377,325	その他の固定負債	13,428
リース資産	181,387	負債合計	20,891,241
その他の有形固定資産	2,123,681	純資産の部	
2 無形固定資産	528,917	科 目	金 額
営業権	355,862	I 積立金	2,413,300
ソフトウェア	172,003	設立等積立金	1,590,266
その他の無形固定資産	1,052	繰越利益積立金	823,033
3 その他の資産	478,966		
出資金	11	純資産合計	2,413,300
保険積立金	150,000	負債・純資産合計	23,304,541
保証金	8,300		
役員等長期貸付金	446,394		
奨学貸付引当金	△ 162,622		
長期前払費用	18,529		
敷金	4,743		
その他の固定資産	13,609		
資産合計	23,304,541		

様式第二号

法人名 社会医療法人 緑泉会 ※医療法人整理番号
所在地 鹿児島市与次郎1丁目7番1号

損 益 計 算 書
(自 令和6年 4月 1日 至 令和7年 3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		16,034,094
2 事業費用		
(1)事業費	15,184,767	
(2)本部費	785,923	15,970,690
本来業務事業利益		63,404
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		142,047
2 事業費用		197,285
附帯業務事業損失		55,238
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		36,627
2 事業費用		15,269
収益業務事業利益		21,357
事業利益		29,523
II 事業外収益		
受取利息	1,784	
その他の事業外収益		1,784
III 事業外費用		
支払利息	218,824	
その他の事業外費用		218,824
経常損失		187,515
IV 特別利益		
固定資産売却益	8,773	
その他の特別利益	35,709	44,483
V 特別損失		
固定資産除売却損	4,056	
その他の特別損失		4,056
税引前当期純損失		147,089
法人税・住民税及び事業税		71
当期純損失		147,160

法人名 社会医療法人緑泉会
所在地 鹿児島市与次郎一丁目7番1号

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当無し									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当無し							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

社会医療法人緑泉会

理事長 米盛 公治 殿

私たちは、社会医療法人緑泉会の令和6会計年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書、純資産変動計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和7年6月9日

社会医療法人緑泉会

監事 上釜 明大

監事 喜山 修三